

龍ヶ崎市地域経済循環創造事業交付金
申請事業選定要領

令和8年4月

龍ヶ崎市

1 目的

本要領は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）」へ本市から申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)を選定するに当たり、必要な事項等を定める。

2 龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金

(1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、別に定める補助要綱に基づき、補助金の交付を行うこととする。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等（以下「事業者等」という。）が初期投資を行う事業(以下「補助事業」という。)を実施する場合に、事業者等に対して、補助金を交付する。

ア 地方公共団体、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 事業者にとって新規の事業であり、他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高いモデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資が無担保(補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、金融機関は経営者に対して交付金事業者の連帯保証人になること（経営者保証）を求めているわけではない。

オ 龍ヶ崎市内で実施する事業であること。

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第 14 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費(事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金額は、補助対象経費から融資額等及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

融資額等	補助金額の上限額
補助金額と同額以上2倍未満の額	3,000万円
補助金額の2倍以上3倍未満の額	4,000万円
補助金額の3倍以上4倍未満の額	5,000万円
補助金額の4倍以上の額	5,500万円

3 参加資格

申請事業の選定に参加することができる事業者等は、「2(2) 対象事業」に定める事業の実施主体となる事業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に店舗、工場、事業所等を有し、又は設けようとする者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 法令等に違反する、又は公序良俗に反する活動を行う者でないこと。
- (4) 宗教又は政治を目的とする活動を行う者でないこと。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関与がある者でないこと。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者でないこと。

4 事業期間

事業期間は、市が総務省から交付決定を受ける初年度及び翌年度の最大2年間とすること。ただし、市から事業者等に対する補助金の交付は市の会計年度ごとに行う。

5 募集期間

随時

6 事前相談・事前協議

(1) 事前相談

事業者等は、事前に応募しようとする事業（以下「提案事業」という。）の概要が分かる任意の書類を添えて、市に相談するものとする。

(2) 事前協議

ア (1)に定める事前相談を完了した事業者等は、「7 申込み」に定める書類を作成し、提案事業の具体化に向けて、市と事前協議を行うものとする。

イ 市は提案事業について、総務省へ相談を行う。事業者等は、総務省から提案事業に係る指摘等があった場合、市と協力して対応するものとする。

7 申込み

「6(2) 事前協議」に定める協議を完了した事業者等は、次に掲げる書類を市に提出し、申込みを行うものとする。

(1) 龍ヶ崎市地域経済循環創造事業応募申込書

(2) 事業概要ポンチ絵

(3) 関係書類一式

ア 地域経済循環創造事業実施計画書（総務省様式別記様式第1号-1、第1号-2）

イ 金融機関との融資に係る協議状況が分かる書類（融資見込証明書、融資申請書の写し等）

ウ その他市長が必要と認める書類

8 審査

(1) 審査会の設置

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした龍ヶ崎市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(2) 審査会の開催

ア 開催日

「7 申込み」に掲げる書類（以下「申込書類」という。）の受付から概ね2週間以内

イ 開催場所

原則、龍ヶ崎市役所

ウ 開催通知

申込書類の提出があったときは、市は速やかに開催日時、所要時間等を決定し、申込書に記載された担当連絡先宛て電子メールで通知する。

エ 公開について

審査会は、非公開とする。

(3) 審査会資料の提出

ア 事業者等は、審査会で使用する資料のデータ（以下「審査会資料」という。）を、審査会の開催日の1週間前までに電子データで市に提出すること。

イ 事業者等は、審査会資料を基にした公表用の資料（以下「公表用資料」という。）を併せて提出すること。公表用資料の作成に当たっては、市民への説明責任を果たすため、可能な限り情報の公開に努め、事業概要等を分かりやすく示した資料とすること。なお、公表用資料は、提出をもって公表に同意したものとみなす。

ウ 審査会資料及び公表用資料は、A4横版、Microsoft Office Word又はMicrosoft Office Powerpoint形式で作成すること。

(4) 審査方法及び審査基準

事業者等は、審査会において提案事業に関するプレゼンテーションを行う。審査基準は別表のとおりとし、採択又は不採択を決定する。

(5) 審査結果の通知

審査を受けた全ての事業者等に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受け付けないとともに、審査経緯については公表しない。

9 採択後の手続き

- (1) 市から国への交付申請
採択となった提案事業については、市において総務省要綱に従い、交付申請を行う。
- (2) 事業者等から市への交付申請手続き
総務省から交付決定後、事業者等は、市が別に定める補助要綱に従い、市に対して交付申請を行う。
なお、市議会の議決により当該補助金に係る予算が成立するまでは、市の交付決定は行わない。

10 留意事項

- (1) 失格又は無効
事業者等が次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
ア 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
イ 審査終了後に、応募資格がない事実が発覚したとき。
ウ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (2) 採択の留保
市の財政運営の状況、事業の優先度又は政策的判断から必要と認める場合には、申込み手続きの途中においても、また、審査会において審査基準を満たしていると認められる場合においても、採択を留保することがある。なお、市議会において関連予算が否決された場合は、採択後であっても交付決定を行わないことがある。
- (3) 提出された書類（以下「提出書類」という。）の取扱い
ア 提出書類は返却しない。
イ 提出書類は、公表用資料を除き、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業に係る事務手続き以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）に基づき取り扱うこととする。
ウ 提出書類の著作権は事業者等に帰属するが、市が龍ヶ崎市地域経済循環創造事業に関する事務手続き等のために必要な場合は、事業者等の承諾を得ずに提出書類を無償で利用し、及び複製することができるものとする。
エ 提出書類に含まれる著作権、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利について、争いが起きた場合は、事業者等が責任を負うものとする。
- (4) その他
ア 応募後に辞退する場合は、事業者等は辞退届（任意様式）を提出するものとする。
イ 応募に要する費用は、全て事業者等の負担とする。
ウ 本要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜、市が判断するものとする。

11 問合せ・書類提出先

龍ヶ崎市総合政策部企画課
住所：〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
電話：0297-60-1516 FAX：0297-60-1583
Mail：kikaku@city.ryugasaki.lg.jp